

公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程

昭和52年3月31日

財世保規程第4号

目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	給 料	(第6条～第11条)
第3章	諸 手 当	(第12条～第22条)
第4章	補 則	(第23条～第26条)

第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター(以下、「財団」という。)の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員(以下、「派遣職員」という。)の給与に関し世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 財団が臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当等とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

一部改正 [平成4年規程第4号・14年4号・25年度1号]

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、

口座振替により支払うことができる。

- 2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。)の支払日は毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

- 2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

一部改正 [平成10年規程2号]

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

第2章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

- 2 給料は、月額とし、別表第1から第5までに定める給料表による。

- 3 前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

- 4 公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程(昭和52年7月19日財世保規程第6号。以下、「就業規程」という。)第22条の3第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、当該職員の育児短時間勤務承認後の週の勤務時間を職員の正規の週の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成21年規程5号]

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第6に定める基準により決定する。

- 2 新たに職員となった者の給料の月額は、別表第7から第8に定める基準による。

- 3 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、下位の級に降格した場合及び給料表を異にする異動をした場合における給料の月額は別表第10に定める基準による。

- 4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月数がある場合において、9月以上のときは9月、6月から9月未満のときは6月、3月から6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

(昇給の基準)

第8条 職員の昇給は、昇給させようとする職員の勤務成績判定期間における勤務成績に応じて

行わなければならない。

- 2 前項の勤務成績判定期間とは、その前年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 第1項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の区分（以下「昇給区分」という。）とする。
 - (1) 「極めて良好」 A
 - (2) 「特に良好」 B
 - (3) 「良好」 C
 - (4) 「やや良好でない」 D
 - (5) 「良好でない」 E
- 4 勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第3号の区分を適用するものとする。
- 5 昇給区分ごとの昇給の号給数は、当該各号に定める号給とする。
 - (1) 昇給区分 A 6号昇給
 - (2) 昇給区分 B 5号昇給
 - (3) 昇給区分 C 4号昇給
 - (4) 昇給区分 D 3号昇給
 - (5) 昇給区分 E 昇給なし
- 6 前各項の規定にかかわらず、職員が55歳（医師にあつては57歳）に達した場合は、達した日の属する年度の翌年度以降の昇給において、3号抑制する。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正 [昭和61年規程1号・平成14年4号・18年2号]

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、毎年4月1日とする。

一部改正 [平成18年規程2号]

(再任用職員の給料月額)

第9条の2 職員就業規程第23条の2に規定する職員（以下、「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第9条の3 職員就業規程第23条の2に規定する短時間勤務の職員（以下、「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、再任用短時間勤務職員の勤務時間を同行本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(給料の支給方法)

第10条 給料は月の1日から末日までの期間(以下、「給与期間」という。)につき、給料月額的全額を月1回に支給する。

- 2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。
- 3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。
- 4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。
- 5 前2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日(就業規程第32条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

一部改正 [平成5年規程第3号]

(退職又は解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月の給料全額を支給する。

第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当の月額、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 13,700円

(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 13,700円

(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人(前号に該当する扶養親族を有する場合にあつては1人)までのもの 6,000円

(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当する者以外のもの 6,000円

4 扶養親族たる子(第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ)のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、

4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正 [昭和52年規定第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・59年1号・60年1号・61年1号・63年2号・平成3年2号・4年6号・5年3号・6年3号・7年1号・8年2号・9年2号・11年1号・12年5号・15年2号・18年1号・18年5号、平成27年度規程4号]

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるもののうち特定期間にある子でなかった者が特定ある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当

の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一部改正 [平成 5 年規程 3 号]

(管理職手当)

第14条 次の各号に該当する職員に対しては、給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。

(1) 所長、局長及びこれに準ずる職員 100分の25

(2) 次長及びこれに準ずる職員 100分の20

2 前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成 5 年規程 4 号]

(初任給調整手当)

第15条 新たに採用された職員で別表第11に定める支給対象に該当する職員については、同表に定める初任給調整手当を支給する。

一部改正 [平成 25 年度規程 1 号]

(地域手当)

第16条 すべての職員に対して、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。

3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

一部改正 [昭和 57 年規程 1 号・61 年 1 号・平成 4 年 8 号・26 年度 1 号]

(住居手当)

第17条 世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、8,300円とし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には9,300円を、それぞれ月額に加算する。

3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [昭和 52 年規定 4 号 2・53 年 2 号・60 年 1 号・61 年 1 号・62 年 3 号
・63 年 2 号・平成元年 6 号・3 年 2 号・12 年 5 号・25 年度 1 号]

(通勤手当)

第18条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下、「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下、「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下、「支給月数」という。）で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第13に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [昭和 52 年規程第 4 号 2・53 年 2 号・54 年 1 号・55 年 2 号・56 年 2 号・
57 年 1 号・61 年 1 号・62 年 3 号・平成元年 6 号・3 年 2 号・15 年 2 号]

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超過して勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超過して勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 週休日及び休日（就業規程第33条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）（第20条の2ただし書きの規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）における勤務

100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 第1項の規定に定めるもののほか、就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超過して就業規程第32条第1項の規定により週休日とされた日に就業規程第32条第2項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超過してした勤務の時間」という。）について、1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第33条第1項第1号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第2号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額に対する地域手当の月額

(2) 初任給調整手当の月額

(3) 特殊勤務手当のうち放射線業務手当（診療放射線技師に支給するものに限る。）の月額（当該手当が日額の場合、月額の算出方法は世田谷区の例による。）

4 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超過してした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超過した職員には、その60時間を超過して勤務した全時間に対して、第1項第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超過してした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超過してした勤務の時間 100分の50

一部改正 [平成 6 年規程 3 号・10 年 2 号・13 年 1 号・22 年 1 号・26 年度 1 号]
追加 [平成 10 年規程 2 号・22 年 1 号]
削除 [平成 23 年規程 2 号]

(休日給)

第20条の2 休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第20条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

追加 [平成 4 年規程 4 号] 一部改正 [平成 6 年規程 3 号・10 年 2 号]

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 第14条第1項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第14条第1項に規定する管理職手当の支給割合が100分の25の職員にあっては12,000円、100分の20の職員にあっては10,000円とする。ただし勤務に従事する時間が6時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成 4 年規程 4 号]

(期末手当)

第21条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第22条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給することができる。

第22条の2 削除

追加 [平成 14 年規程 4 号]

削除 [平成 24 年度規程 3 号]

第4章 補 則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第39条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第2

0条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の1日から末日までの期間をいう。以下同じ。）のものを直近の給与支給の際行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

一部改正〔平成12年規程5号〕

（時間の計算）

- 第24条 第20条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

（欠勤者等の給与）

- 第25条 欠勤者又は休職者等の給与については、第23条に定める場合を除くほか別表第12に定めるところによる。

- 2 就業規程第22条の2第1項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

一部改正〔平成4年規程4号・12年5号〕

（端数計算）

- 第26条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭未満のときは切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

附 則（平成11年12月14日規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成11年12月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の変替等）

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（切替期間等における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、世田谷区の例に準拠して理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及び

これらを受けることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成12年12月13日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成13年2月13日規程第1号)

- 1 この規程は平成13年2月13日から施行する。

- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月14日規程第4号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成14年3月14日から施行する。ただし、第8条第4項及び第22条の2並びに保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う保健婦、看護婦、準看護婦の職務名に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は平成13年4月1日から適用する。

（昇給停止の経過措置）

- 3 平成14年3月31日（以下この項において「基準日」という。）において47歳以上の職員で同年4月1日以降在職するものについてのこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「新規程」という。）第8条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において、55歳以上の職員にあつては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあつては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあつては「56歳」とする。
- 4 新規程第8条第4項本文の規定は、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、57歳（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあつては、56歳）に達した日以降直近の3月31日において受ける号給の額又は給料月額が給料表（1）3級の最高の号給の額（以下「最高号給の額」という。）に達しないものについては、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員がこの規程による改正前の第8条第4項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

附 則（平成14年12月2日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- （最高号給を超える給料月額の切換え等）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠し理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との

均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

附 則（平成15年12月11日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切り替え等）

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例により必要な調整を行うことができる。

（委任）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成18年2月16日規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年2月16日から施行する。

- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成18年1月1日から適用する。ただし別表第2については、別表第2欄外に記載のとおり平成17年4月1日及び平成18年1月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成18年3月30日規程第2号)
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月1日規程第5号)
この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月20日規程第5号)
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月17日規程第9号)
この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第1号)
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第9号)
この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第8号)
この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日規程第2号)
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月5日規程第13号)
この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月4日規程第3号)
この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日規程第1号)
(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項から第2項までの

改正規定は、同年4月1日から施行する。

(住居手当の経過措置)

2 施行日の前日において住居手当の支給を受けていた者で、改正後の第17条第1項の対象に該当しない者については、次の各号に掲げる日が属する期間に応じて当該各号に定める金額を支給する。

- | | |
|-------------------------------|----------|
| (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 | 月額6,000円 |
| (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 | 月額4,000円 |
| (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 | 月額2,000円 |

附 則 (平成26年12月9日規程第2号)

(施行期日等)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成26年12月9日
- (2) 第2条の規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成27年12月4日規程第4号)

この規程は平成27年12月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月6日規程第2号)

この規程は平成28年12月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則 (平成29年12月5日規程第1号)

この規程は平成29年12月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1（第6条）

給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,500	169,600	196,700	218,900	—	256,100	284,400	338,000
	2	143,600	171,400	198,000	220,800	—	258,200	286,500	340,600
	3	144,700	173,200	199,500	222,800	—	260,100	288,700	343,100
	4	145,800	174,900	200,900	224,800	—	262,400	290,800	345,900
	5	147,100	176,700	202,500	226,800	228,700	264,400	293,200	348,400
	6	148,200	178,400	203,900	228,900	230,600	266,500	295,600	351,000
	7	149,300	180,100	205,600	230,900	232,700	268,600	298,100	353,800
	8	150,300	181,900	207,000	233,000	234,600	271,000	300,500	356,500
	9	151,500	183,800	208,600	234,900	236,600	273,100	302,900	359,000
	10	152,500	184,800	210,400	237,100	238,600	275,600	305,500	361,800
	11	153,600	185,900	212,300	239,000	240,700	277,700	307,800	364,400
	12	154,600	187,000	214,200	240,900	242,800	279,900	310,200	367,100
	13	155,900	188,100	216,200	243,000	244,800	282,000	312,900	369,800
	14	157,100	189,400	218,400	245,100	246,800	284,500	315,400	372,500
	15	158,400	190,700	220,500	247,400	249,100	286,900	317,900	375,400
	16	159,600	192,100	222,500	249,400	251,000	289,300	320,300	378,100
	17	160,900	193,300	224,300	251,400	253,100	291,600	322,900	381,000
	18	163,000	194,700	226,300	253,700	255,200	294,100	325,300	383,700
	19	165,200	196,200	228,400	255,900	257,300	296,400	327,700	386,700
	20	167,200	197,600	230,200	258,000	259,500	298,800	330,300	389,400
	21	169,300	199,000	232,000	260,100	261,700	301,200	332,900	392,300
	22	171,100	200,600	233,900	262,400	263,800	303,700	335,400	395,200
	23	172,900	202,200	236,100	264,500	265,800	306,200	338,000	398,000
	24	174,600	204,000	238,200	266,700	268,200	308,600	340,600	400,900
	25	176,400	205,800	240,100	269,100	270,400	311,000	343,000	403,800
	26	178,200	207,500	242,100	271,700	272,600	313,800	345,600	406,800
	27	180,100	209,300	244,100	273,700	274,800	316,200	348,200	409,700
	28	181,900	211,200	246,100	275,800	277,000	318,800	350,700	412,700
	29	183,700	213,000	248,000	278,100	279,300	321,300	353,200	415,700
	30	184,600	214,900	250,200	280,400	281,500	324,100	355,700	418,800
	31	185,700	216,900	252,000	282,600	283,800	326,600	358,300	421,800
	32	186,800	218,800	254,200	284,900	286,200	329,300	360,900	424,900
	33	187,800	220,800	256,000	287,100	288,300	331,600	363,600	427,800
	34	188,900	222,600	258,000	289,300	290,800	334,300	366,400	430,900
	35	189,900	224,700	259,700	291,400	293,100	336,800	369,000	433,600
	36	191,100	226,700	261,700	293,600	295,400	339,400	371,900	436,500
	37	192,500	228,600	263,400	295,800	297,700	341,900	374,400	439,400
	38	193,700	230,400	265,600	297,900	300,400	344,500	377,100	442,300
	39	194,900	232,500	267,700	300,200	302,700	347,000	379,700	444,900
40	196,100	234,300	269,800	302,300	305,000	349,500	382,400	447,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	41	197,400	236,200	271,900	304,300	307,100	352,200	385,300	450,100
	42	198,700	238,100	273,600	306,500	309,500	354,900	388,100	452,400
	43	199,900	239,900	275,500	308,800	311,700	357,400	391,000	454,500
	44	201,500	241,800	277,500	311,100	313,900	359,700	393,700	456,700
	45	203,000	243,600	279,100	313,500	316,000	362,400	396,500	458,900
	46	204,700	245,400	281,000	315,600	318,500	365,000	399,600	460,900
	47	206,200	247,100	283,100	317,800	320,900	367,600	402,400	462,900
	48	207,900	249,000	284,900	319,900	323,300	370,300	405,000	464,700
	49	209,500	250,700	286,700	322,000	325,900	372,700	407,700	466,600
	50	211,000	252,600	288,500	324,300	327,900	375,100	410,200	468,200
	51	212,600	254,400	290,300	326,600	330,200	377,500	413,100	469,800
	52	214,400	256,200	292,100	328,600	332,400	379,900	415,600	471,400
	53	216,300	258,100	294,000	330,800	334,400	382,100	418,200	473,000
	54	218,100	260,000	295,800	332,800	336,600	384,500	420,400	474,300
	55	219,900	261,800	297,500	334,700	339,000	386,800	422,000	475,700
	56	221,800	263,500	299,400	336,800	341,100	389,000	423,900	477,100
	57	223,500	265,300	301,100	338,700	343,200	391,100	425,800	478,300
	58	225,300	267,000	303,000	340,700	345,400	393,300	427,400	479,500
	59	226,900	268,900	304,700	342,600	347,500	395,400	429,100	480,700
	60	228,700	270,700	306,500	344,600	349,900	397,700	431,000	481,800
	61	230,500	272,200	308,300	346,400	351,900	399,800	432,600	482,900
	62	232,200	273,900	310,200	348,200	353,900	401,700	434,100	483,900
	63	233,900	275,600	311,700	350,000	355,900	403,500	435,400	484,800
	64	235,700	277,300	313,600	351,800	358,200	405,300	436,700	485,800
	65	237,400	279,100	315,100	353,600	360,300	407,200	438,000	486,900
	66	239,000	280,900	316,600	355,400	362,400	408,600	439,200	487,900
	67	240,400	282,600	318,000	356,800	364,300	410,000	440,400	488,900
	68	241,900	284,300	319,700	358,300	366,200	411,400	441,500	489,900
	69	243,400	286,000	321,200	360,100	368,200	413,000	442,400	490,800
	70	244,800	287,700	322,500	361,600	370,200	414,200	443,300	491,700
	71	246,300	289,400	324,000	363,000	372,100	415,600	443,900	492,500
72	247,900	291,300	325,600	364,400	374,000	416,600	444,800	493,300	
73	249,400	292,800	327,100	365,800	375,900	417,800	445,300	494,100	
74	250,900	294,400	328,500	366,900	377,500	418,500	446,000	494,800	
75	252,400	296,100	330,000	368,000	378,900	419,500	446,600	495,500	
76	253,900	297,600	331,700	369,100	380,300	420,400	447,100	496,300	
77	255,600	299,200	333,100	370,100	381,700	421,100	447,400	496,900	
78	257,100	300,300	334,400	371,000	383,100	421,800	448,000	497,600	
79	258,800	301,500	335,700	371,900	384,400	422,700	448,400	498,300	
80	260,300	302,800	336,900	372,800	385,600	423,400	448,800	499,000	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	81	261,700	304,200	338,100	373,700	387,000	424,300	449,200	499,600
	82	263,200	305,500	339,100	374,600	388,200	424,700	449,500	500,200
	83	264,800	306,700	340,000	375,600	389,500	425,400	449,900	500,700
	84	266,200	307,900	341,000	376,400	390,800	425,900	450,500	501,300
	85	267,500	309,300	342,000	377,200	392,100	426,400	451,000	501,800
	86	269,100	310,400	343,000	377,900	393,200	426,900	451,500	502,400
	87	270,600	311,400	344,000	378,600	394,200	427,200	452,000	503,000
	88	272,000	312,400	345,000	379,400	395,200	427,500	452,600	503,600
	89	273,300	313,500	345,900	380,200	396,100	428,100	453,100	504,100
	90	274,700	314,400	346,700	380,800	397,100	428,500	453,600	504,600
	91	276,000	315,200	347,600	381,500	398,000	429,100	454,200	505,200
	92	277,200	316,100	348,300	382,200	398,800	429,600	454,800	505,800
	93	278,400	317,000	348,900	382,900	399,500	430,300	455,400	506,300
	94	279,500	317,800	349,400	383,500	400,200	430,800	455,800	506,700
	95	280,800	318,700	350,100	384,200	400,900	431,300	456,300	507,200
	96	282,000	319,500	350,600	384,900	401,600	431,800	456,900	507,600
	97	283,200	320,300	351,100	385,600	402,400	432,400	457,400	508,100
	98	284,300	320,900	351,700	386,300	403,100	433,000		508,600
	99	285,300	321,400	352,300	386,900	403,800	433,600		509,100
100	286,300	321,700	352,800	387,500	404,400	434,100		509,600	
101	287,400	322,100	353,100	388,100	404,900	434,600		510,000	
102	288,300	322,600	353,500	388,700	405,500	435,000		510,400	
103	289,200	323,200	354,000	389,300	406,100	435,600		510,900	
104	290,100	323,700	354,500	389,900	406,800	436,200		511,300	
105	290,900	324,200	354,900	390,400	407,300	436,600		511,800	
106	291,700	324,700	355,400	390,900	407,900	437,100		512,200	
107	292,300	325,100	355,800	391,500	408,500	437,500		512,700	
108	293,000	325,600	356,200	392,000	409,000	438,000		513,200	
109	293,700	326,100	356,600	392,600	409,500	438,500		513,600	
110	294,300	326,600	357,100	393,100	410,100	439,000		514,100	
111	294,900	327,000	357,500	393,700	410,700	439,400		514,500	
112	295,600	327,400	357,900	394,200	411,200	439,900		515,000	
113	296,400	327,700	358,200	394,700	411,800	440,200		515,500	
114	297,000	328,100	358,700	395,200	412,300	440,600			
115	297,500	328,400	359,200	395,700	412,900	441,100			
116	298,100	328,800	359,500	396,300	413,500	441,500			
117	298,700	329,200	359,800	396,800	414,100	441,900			
118	299,100	329,600	360,200	397,400	414,700	442,400			
119	299,400	330,000	360,500	397,900	415,100	442,900			
120	299,900	330,400	360,800	398,500	415,700	443,400			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	121	300,400	330,800	361,100	399,000	416,200	443,800		
	122		331,100	361,500	399,500	416,800			
	123		331,500	361,800	400,000	417,400			
	124		331,900	362,200	400,600	418,000			
	125		332,200	362,600	401,000	418,500			
	126		332,600	363,000	401,600	418,900			
	127		333,000	363,400	402,200	419,500			
	128		333,300	363,700	402,800	420,000			
	129		333,700	364,100	403,200	420,500			
	130				403,600	420,900			
	131				404,000	421,400			
	132				404,400	421,800			
	133				404,700	422,200			
	134				405,000	422,700			
	135				405,400	423,200			
	136				405,700	423,700			
	137				406,000	424,100			
	138				406,200	424,600			
139				406,600	425,100				
140				407,000	425,500				
141				407,300	425,900				
142					426,400				
143					426,800				
144					427,100				
145					427,400				
146					427,900				
147					428,400				
148					428,800				
149					429,200				
再任用 職員		174,500	202,100	233,200	271,200	289,000	308,700	341,800	380,400

備考 この給料表は、給料表(2)(3)(4)(5)の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第6条）

給料表（2）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	134,900	202,300	225,200	229,000
	2	135,900	204,200	227,300	230,800
	3	136,900	206,100	229,200	232,700
	4	137,900	207,900	231,000	234,700
	5	138,900	209,300	233,000	236,600
	6	140,000	211,400	235,300	238,500
	7	141,100	213,100	237,100	240,500
	8	142,200	214,800	238,900	242,400
	9	143,400	216,000	240,800	244,400
	10	144,500	218,400	242,900	246,400
	11	145,600	220,000	244,800	248,400
	12	146,500	221,900	246,800	250,400
	13	147,700	222,800	248,600	252,300
	14	148,700	225,200	250,600	254,500
	15	149,800	226,700	252,500	256,500
	16	150,700	228,500	254,400	258,500
	17	152,000	229,500	256,200	260,500
	18	153,200	231,900	258,100	262,900
	19	154,300	233,700	260,100	264,900
	20	155,300	235,500	262,000	266,900
	21	156,000	236,900	263,600	268,700
	22	157,500	238,900	265,500	270,800
	23	159,000	240,500	267,500	272,700
	24	160,600	242,300	269,500	274,700
	25	162,300	243,700	271,500	276,600
	26	163,200	245,300	273,500	278,700
	27	164,100	247,100	275,300	280,800
	28	165,100	248,700	277,000	283,000
	29	166,100	250,300	278,100	285,200
	30	167,200	251,900	280,900	286,900
	31	168,400	253,400	282,900	288,900
	32	169,600	255,000	284,700	290,900
	33	170,700	256,700	286,000	292,600
	34	171,900	258,200	288,200	294,600
	35	173,200	259,700	290,000	296,600
	36	174,500	261,400	291,800	298,500
	37	175,700	263,700	293,300	300,300
	38	177,100	264,500	295,100	302,200
	39	178,500	266,000	296,800	304,100
40	180,100	267,600	298,400	306,200	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	41	181,700	270,300	299,300	307,800
	42	183,200	270,800	301,500	309,700
	43	184,800	272,100	303,200	311,500
	44	186,500	273,800	304,700	313,400
	45	188,100	275,100	306,000	314,500
	46	189,800	276,400	307,800	317,100
	47	191,500	277,600	309,000	318,900
	48	193,200	279,100	310,300	320,500
	49	195,000	280,400	311,800	322,200
	50	196,600	281,500	313,100	323,900
	51	198,400	282,900	314,400	325,600
	52	200,200	284,200	315,600	327,300
	53	202,000	285,600	316,300	328,900
	54	203,400	286,800	317,700	330,300
	55	205,200	288,100	318,700	331,500
	56	206,900	289,600	319,600	332,800
	57	208,700	291,500	320,500	334,000
	58	210,200	291,900	321,300	335,200
	59	211,800	293,100	322,100	336,400
	60	213,500	294,100	322,800	337,400
	61	215,500	295,200	323,100	338,600
	62	216,700	296,000	324,400	339,700
	63	218,100	296,800	325,300	340,800
	64	219,900	297,700	326,000	342,000
	65	222,200	298,200	326,700	343,100
	66	223,000	299,400	327,300	344,100
	67	224,600	300,300	327,900	344,900
	68	226,200	301,200	328,600	345,800
	69	227,900	302,000	329,300	346,600
	70	229,600	302,700	329,800	347,500
	71	231,200	303,400	330,400	348,300
	72	232,700	304,000	331,000	349,000
	73	234,300	304,400	331,600	349,600
	74	235,800	305,000	332,100	350,200
	75	237,300	305,600	332,700	350,800
	76	238,900	306,100	333,300	351,400
	77	240,400	306,500	333,900	352,100
	78	241,900	307,000	334,500	352,700
	79	243,400	307,500	335,100	353,300
	80	244,900	308,000	335,600	353,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	81	246,400	308,500	336,100	354,300
	82	248,000	308,600	336,600	354,800
	83	249,500	309,000	337,100	355,300
	84	251,000	309,500	337,700	356,000
	85	252,500	309,800	338,100	356,400
	86	254,000	310,300	338,500	356,900
	87	255,500	310,600	339,000	357,400
	88	257,100	311,000	339,500	357,900
	89	258,500	311,500	340,000	358,300
	90	260,000	311,700	340,400	358,800
	91	261,400	312,100	340,900	359,400
	92	262,800	312,400	341,400	359,800
	93	264,200	312,700	341,800	360,300
	94	265,200	313,100	342,200	360,800
	95	266,200	313,600	342,700	361,300
	96	267,400	313,800	343,200	361,800
	97	268,600	314,200	343,600	362,300
	98	269,800	314,500	344,100	362,900
	99	270,800	314,700	344,600	363,200
	100	271,900	315,000	345,100	363,700
	101	273,100	315,300	345,800	364,200
	102	274,000	315,600	346,000	364,700
	103	274,900	315,900	346,400	365,200
	104	275,800	316,200	346,900	365,800
105	276,800	316,600	347,300	366,200	
106	277,600	316,900	347,800	366,500	
107	278,300	317,200	348,300	367,100	
108	279,100	317,500	348,800	367,500	
109	279,900	318,000	349,200	367,900	
110	280,600	318,200	349,500	368,300	
111	281,400	318,500	349,900	368,700	
112	282,100	318,800	350,200	369,100	
113	282,800	319,100	350,500	369,400	
114	283,400	319,400	350,700	369,900	
115	283,800	319,700	351,100	370,300	
116	284,100	320,000	351,300	370,700	
117	284,400	320,300	351,600	371,100	
118	284,900	320,600	351,800	371,500	
119	285,300	320,900	352,100	372,000	
120	285,800	321,200	352,500	372,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	121	286,300	321,500	352,700	372,700
	122	286,700	321,700	353,100	
	123	287,100	321,900	353,500	
	124	287,500	322,100	353,900	
	125	287,900	322,300	354,300	
	126	288,300	322,500	354,700	
	127	288,700	322,700	355,100	
	128	289,100	322,900	355,500	
	129	289,400	323,100	355,900	
	130	289,600	323,300	356,300	
	131	289,900	323,500	356,700	
	132	290,300	323,700	357,100	
	133	290,900	323,900	357,500	
	134	291,000	324,000	357,900	
	135	291,400	324,100	358,300	
	136	291,700	324,200	358,700	
	137	292,100	324,300	359,100	
	138	292,400	324,400	359,500	
	139	292,700	324,500	359,900	
	140	293,100	324,600	360,300	
	141	293,300	324,700	360,700	
	142	293,700	324,800	361,100	
	143	294,000	324,900	361,500	
	144	294,300	325,000	361,900	
	145	294,700	325,100	362,300	
	146	295,000	325,200	362,700	
	147	295,300	325,300	363,100	
	148	295,600	325,400	363,500	
	149	295,900	325,500	363,900	
	150	296,200		364,300	
	151	296,500		364,700	
152	296,800		365,100		
153	297,100		365,500		
154			365,800		
155			366,100		
156			366,400		
157			366,700		
再任用職員		211,600	222,800	243,600	274,300

備考 この表は、自動車運転の業務、介護技術員の業務及び作業の業務に従事する職員に適用する。

別表第3 (第6条)

給料表 (3)

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	207,000	321,000	413,100
	2	209,400	324,900	415,900
	3	211,900	329,000	418,700
	4	214,200	332,800	421,500
	5	216,500	337,000	424,500
	6	219,000	340,800	427,400
	7	221,300	344,800	430,300
	8	223,800	348,700	433,100
	9	226,500	353,000	435,900
	10	229,200	357,100	438,800
	11	232,200	361,200	441,600
	12	235,000	365,200	444,400
	13	237,900	369,100	447,300
	14	241,800	373,400	450,300
	15	245,600	377,300	453,200
	16	249,400	381,200	455,900
	17	253,300	385,100	458,600
	18	257,400	388,100	461,300
	19	261,300	390,900	464,200
	20	265,300	393,900	466,900
	21	269,400	396,900	469,600
	22	273,200	399,700	472,300
	23	277,200	402,700	475,100
	24	280,900	405,500	477,700
	25	284,800	408,300	480,500
	26	288,600	411,000	483,100
	27	292,400	413,700	485,500
	28	296,100	416,300	487,900
	29	299,900	418,900	490,500
	30	303,500	421,500	493,100
	31	307,300	424,100	495,400
	32	311,000	426,500	497,900
	33	314,700	429,000	500,300
	34	318,400	431,500	502,800
	35	322,100	434,000	505,200
	36	325,700	436,500	507,700
	37	329,300	438,900	510,000
	38	332,800	441,300	512,100
	39	336,400	443,800	514,300
40	339,600	446,200	516,300	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	41	342,900	448,800	518,600
	42	346,100	451,000	520,300
	43	349,300	453,300	522,100
	44	352,500	455,400	524,000
	45	355,500	457,400	525,800
	46	358,700	459,600	527,000
	47	362,000	461,600	528,300
	48	365,200	463,500	529,600
	49	368,100	465,400	530,900
	50	370,000	467,200	532,100
	51	372,100	468,900	533,300
	52	374,100	470,600	534,500
	53	375,900	472,200	535,600
	54	377,800	473,400	536,600
	55	379,700	474,500	537,600
	56	381,400	475,500	538,600
	57	383,300	476,500	539,600
	58	384,900	477,500	540,500
	59	386,300	478,600	541,400
	60	388,000	479,700	542,400
	61	389,500	480,700	543,400
	62	390,800	481,400	544,300
	63	392,000	482,200	545,400
	64	393,200	483,000	546,400
	65	394,400	483,600	547,400
	66	395,500	484,400	548,400
	67	396,500	485,000	549,400
	68	397,700	485,700	550,400
	69	398,500	486,300	551,400
	70	399,300	486,800	552,400
	71	400,100	487,100	553,400
	72	400,800	487,600	554,300
	73	401,500	488,100	555,300
	74	402,200	488,700	556,300
	75	402,900	489,100	557,200
	76	403,700	489,500	558,100
	77	404,500	489,900	559,100
	78	405,200	490,300	560,000
	79	405,900	490,700	560,900
	80	406,600	491,200	561,700

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	81	407,300	491,700	562,600
	82	407,900	492,200	563,400
	83	408,500	492,600	564,300
	84	409,200	493,100	565,100
	85	410,100	493,700	565,900
	86	410,700	494,300	566,700
	87	411,300	494,900	567,500
	88	412,000	495,300	568,200
	89	412,600	495,800	568,900
	90	413,100	496,400	569,600
	91	413,600	496,900	570,400
	92	414,100	497,400	571,200
	93	414,500	497,900	571,900
	94	414,900	498,500	572,700
	95	415,300	499,000	573,400
	96	415,800	499,500	574,100
	97	416,300	500,000	574,800
	98	416,700	500,500	575,400
	99	417,200	501,000	576,100
	100	417,600	501,600	576,800
	101	418,000	502,100	577,500
	102	418,400	502,600	578,200
	103	418,800	503,100	578,800
	104	419,300	503,700	579,400
	105	419,800	504,200	580,200
	106	420,300		580,900
	107	420,800		581,600
	108	421,300		582,300
	109	421,700		582,900
再任用 職員		294,500	355,300	416,100

備考 この表は医師の業務に従事する職員に適用する。

別表第4（第6条）

給料表（4）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	143,200	172,200	198,000	219,100	—	256,100	284,500
	2	144,400	173,900	199,000	221,000	—	258,200	286,600
	3	145,600	175,600	200,300	223,000	—	260,100	288,800
	4	146,800	177,200	201,700	225,000	—	262,400	290,900
	5	148,100	178,900	203,100	227,100	228,800	264,500	293,300
	6	149,300	180,600	204,500	229,100	230,700	266,600	295,700
	7	150,500	182,200	206,100	231,200	232,700	268,800	298,200
	8	151,600	184,000	207,300	233,300	234,800	271,100	300,600
	9	152,900	185,600	208,900	235,200	236,700	273,200	303,000
	10	154,000	186,600	210,900	237,200	238,900	275,700	305,600
	11	155,200	187,500	212,900	239,100	240,900	277,800	307,900
	12	156,300	188,400	214,700	241,100	243,000	280,100	310,300
	13	157,700	189,500	216,500	243,200	244,800	282,100	312,900
	14	158,900	190,600	218,700	245,400	246,800	284,600	315,400
	15	160,200	191,800	220,700	247,500	248,900	286,900	317,900
	16	161,500	193,000	222,600	249,600	250,800	289,300	320,300
	17	162,900	194,400	224,500	251,700	253,000	291,600	322,900
	18	164,400	195,800	226,500	254,000	255,000	294,100	325,300
	19	165,800	197,000	228,500	256,200	257,300	296,400	327,800
	20	167,200	198,400	230,300	258,400	259,400	298,800	330,300
	21	168,600	199,800	232,400	260,400	261,800	301,200	332,900
	22	171,100	201,600	234,300	262,700	263,900	303,700	335,400
	23	173,600	203,300	236,400	264,800	265,900	306,200	338,000
	24	176,000	205,200	238,300	267,000	268,300	308,600	340,600
	25	178,100	206,900	240,200	269,300	270,500	311,100	343,000
	26	179,800	208,600	242,200	271,700	272,800	313,800	345,600
	27	181,400	210,500	244,100	274,000	275,000	316,300	348,200
	28	183,100	212,400	246,200	276,100	277,200	318,800	350,700
	29	184,800	214,200	248,200	278,300	279,400	321,300	353,200
	30	185,700	215,900	250,300	280,600	281,700	324,100	355,700
	31	186,600	217,800	252,100	282,900	284,100	326,600	358,300
	32	187,500	219,600	254,300	285,100	286,500	329,300	360,900
	33	188,500	221,400	256,100	287,200	288,500	331,600	363,600
	34	189,600	223,200	258,100	289,400	291,000	334,300	366,400
	35	190,600	225,100	260,100	291,600	293,200	336,800	369,100
	36	191,800	227,000	261,900	293,800	295,500	339,400	371,900
	37	193,200	228,800	263,700	295,900	297,800	341,900	374,400
	38	194,600	230,700	265,900	298,300	300,500	344,500	377,100
	39	195,900	232,800	268,000	300,600	302,800	347,000	379,700
40	197,100	234,500	270,100	302,800	305,100	349,500	382,500	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	198,300	236,400	272,100	305,100	307,200	352,200	385,300
	42	199,600	238,300	273,900	306,900	309,600	354,900	388,100
	43	200,900	240,200	275,900	309,100	311,900	357,400	391,000
	44	202,500	242,000	277,700	311,300	314,100	359,800	393,700
	45	203,900	243,800	279,500	313,700	316,100	362,400	396,500
	46	205,500	245,700	281,400	315,800	318,600	365,000	399,600
	47	207,200	247,400	283,300	318,100	321,000	367,700	402,400
	48	208,800	249,400	285,000	320,100	323,400	370,300	405,100
	49	210,400	251,100	286,900	322,300	326,000	372,700	407,700
	50	212,000	253,100	288,700	324,500	328,100	375,100	410,300
	51	213,600	254,800	290,500	326,700	330,500	377,500	413,100
	52	215,300	256,600	292,300	328,900	332,700	379,900	415,700
	53	216,900	258,400	294,300	331,000	334,700	382,100	418,300
	54	218,700	260,200	296,000	333,000	336,900	384,500	420,400
	55	220,500	262,000	297,700	335,000	339,100	386,800	422,100
	56	222,400	263,700	299,500	337,000	341,200	389,100	424,100
	57	224,100	265,400	301,300	339,000	343,300	391,300	426,000
	58	225,800	267,200	303,100	340,900	345,700	393,500	427,600
	59	227,400	269,000	304,800	342,900	347,800	395,700	429,300
	60	229,100	270,900	306,600	344,900	350,100	397,900	431,100
	61	230,800	272,600	308,400	346,600	352,100	400,000	432,600
	62	232,500	274,300	310,300	348,300	354,200	401,900	434,100
	63	234,200	276,000	311,800	350,400	356,300	403,700	435,500
	64	235,900	277,700	313,600	352,300	358,500	405,500	436,800
	65	237,400	279,500	315,100	354,100	360,600	407,400	438,100
	66	239,000	281,300	316,600	355,800	362,600	408,800	439,200
	67	240,400	283,000	318,100	357,300	364,700	410,300	440,400
	68	241,900	284,700	319,800	358,800	366,600	411,800	441,500
	69	243,600	286,400	321,300	360,400	368,500	413,300	442,400
	70	245,000	288,100	322,600	361,900	370,400	414,600	443,300
	71	246,500	289,800	324,200	363,300	372,400	415,900	444,100
72	248,100	291,500	325,800	364,900	374,400	416,900	444,800	
73	249,700	293,200	327,400	366,300	376,300	417,900	445,300	
74	251,300	294,700	328,800	367,200	378,000	418,600	446,000	
75	252,800	296,300	330,300	368,300	379,400	419,600	446,600	
76	254,300	297,700	331,800	369,400	380,800	420,500	447,200	
77	255,800	299,400	333,200	370,400	382,100	421,200	447,500	
78	257,400	300,600	334,500	371,400	383,500	421,900	448,000	
79	259,100	301,900	335,800	372,200	384,800	422,700	448,500	
80	260,600	303,000	337,000	373,100	386,000	423,400	448,900	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	261,900	304,400	338,200	374,000	387,300	424,200	449,200
	82	263,500	305,700	339,100	374,900	388,600	424,800	449,500
	83	265,000	306,900	340,100	375,800	389,900	425,400	449,900
	84	266,500	308,200	341,100	376,700	391,200	426,000	450,500
	85	267,900	309,500	342,000	377,500	392,400	426,500	451,000
	86	269,300	310,500	343,000	378,300	393,500	427,000	451,500
	87	270,800	311,500	344,000	379,100	394,500	427,400	452,100
	88	272,200	312,600	345,000	379,700	395,500	427,700	452,700
	89	273,600	313,700	345,900	380,400	396,400	428,100	453,200
	90	274,900	314,400	346,800	381,000	397,400	428,600	453,700
	91	276,300	315,300	347,600	381,700	398,300	429,200	454,200
	92	277,600	316,200	348,300	382,400	399,100	429,700	454,800
	93	278,800	317,200	348,900	383,100	399,800	430,300	455,400
	94	279,900	318,000	349,600	383,800	400,500	430,900	455,800
	95	281,100	318,800	350,300	384,500	401,100	431,400	456,300
	96	282,300	319,600	350,900	385,100	401,700	431,900	456,900
	97	283,400	320,400	351,400	385,700	402,500	432,500	457,400
	98	284,500	321,000	352,000	386,400	403,200	433,100	
	99	285,500	321,500	352,500	387,100	403,900	433,700	
100	286,400	321,900	353,000	387,700	404,600	434,200		
101	287,500	322,300	353,200	388,300	405,100	434,700		
102	288,400	322,700	353,700	388,900	405,700	435,100		
103	289,300	323,300	354,200	389,500	406,300	435,700		
104	290,200	323,900	354,600	390,100	406,900	436,300		
105	291,000	324,300	355,000	390,600	407,400	436,800		
106	291,800	324,800	355,400	391,200	408,000	437,200		
107	292,400	325,300	355,800	391,800	408,600	437,700		
108	293,100	325,800	356,200	392,200	409,200	438,200		
109	293,800	326,300	356,700	392,700	409,700	438,600		
110	294,400	326,700	357,100	393,200	410,400	439,100		
111	295,000	327,100	357,600	393,800	411,000	439,500		
112	295,700	327,500	358,000	394,300	411,600	440,000		
113	296,400	327,800	358,300	394,800	412,100	440,400		
114	297,000	328,200	358,800	395,200	412,600			
115	297,500	328,600	359,300	395,700	413,100			
116	298,100	329,000	359,600	396,300	413,700			
117	298,700	329,300	359,900	396,900	414,200			
118	299,100	329,700		397,500	414,800			
119	299,400	330,100		398,100	415,300			
120	299,900	330,500		398,600	415,800			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	121	300,400	330,800		399,100	416,300		
	122		331,100		399,600	416,800		
	123		331,500		400,100	417,400		
	124		331,900		400,600	418,000		
	125		332,200		401,000	418,500		
	126				401,600	419,000		
	127				402,200	419,500		
	128				402,800	420,000		
	129				403,200	420,500		
	130				403,800	421,000		
	131				404,400	421,600		
	132				404,900	422,000		
	133				405,300	422,500		
	134				405,800			
	135				406,300			
	136				406,900			
137				407,300				
再任用 職員		176,000	205,200	235,000	270,900	288,500	308,700	341,800

備考 この表は、診療放射線技師の業務、診療エックス線技師の業務、理学療法士の業務、作業療法士の業務、言語聴覚士の業務、臨床検査技師の業務、衛生検査技師の業務及び栄養士の業務に従事する職員に適用する。

別表第5（第6条）

給料表（5）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,900	178,700	200,000	219,500	—	256,100	284,500
	2	156,400	180,200	201,100	221,600	—	258,200	286,700
	3	157,900	181,700	202,300	223,500	—	260,100	288,800
	4	159,300	183,100	203,400	225,500	—	262,400	290,900
	5	160,700	184,300	204,600	227,300	229,000	264,500	293,400
	6	162,100	185,700	205,800	229,300	230,900	266,600	295,800
	7	163,600	187,000	207,100	231,400	232,900	268,800	298,300
	8	165,100	188,600	208,000	233,400	234,900	271,100	300,700
	9	166,600	190,300	209,400	235,300	236,800	273,200	303,000
	10	168,100	190,800	211,200	237,200	238,900	275,700	305,600
	11	169,500	191,600	213,100	239,200	241,000	277,800	307,900
	12	171,000	192,400	214,700	241,200	243,000	280,100	310,300
	13	172,600	193,100	216,600	243,300	245,000	282,100	312,900
	14	174,100	193,900	218,700	245,400	246,900	284,600	315,400
	15	175,500	194,900	220,700	247,500	249,200	286,900	317,900
	16	177,000	196,000	222,700	249,600	251,200	289,300	320,300
	17	178,500	196,800	224,400	251,700	253,200	291,600	322,900
	18	179,900	197,800	226,400	253,900	255,300	294,100	325,300
	19	181,300	198,900	228,400	256,100	257,500	296,400	327,800
	20	182,500	200,100	230,200	258,200	259,700	298,800	330,300
	21	183,700	201,100	232,100	260,300	261,800	301,200	332,900
	22	185,300	202,700	234,100	262,600	263,900	303,700	335,400
	23	187,000	204,500	236,200	264,600	266,000	306,200	338,000
	24	188,500	206,000	238,200	266,900	268,300	308,600	340,600
	25	190,000	207,600	240,100	269,200	270,600	311,000	343,000
	26	190,500	209,200	242,200	271,600	272,800	313,800	345,600
	27	191,000	210,900	244,100	273,900	275,000	316,300	348,200
	28	191,700	212,600	246,300	276,100	277,200	318,800	350,700
	29	192,700	214,100	248,400	278,300	279,500	321,300	353,200
	30	193,500	215,900	250,300	280,600	281,800	324,100	355,700
	31	194,300	217,700	252,200	282,800	284,100	326,600	358,300
	32	195,200	219,600	254,300	285,100	286,400	329,300	360,900
	33	196,200	221,500	256,200	287,200	288,600	331,600	363,600
	34	197,300	223,300	258,200	289,400	291,100	334,300	366,400
	35	198,200	225,500	260,200	291,600	293,300	336,800	369,100
	36	199,100	227,400	262,200	293,800	295,600	339,400	371,900
	37	200,200	229,100	264,100	295,900	297,800	341,900	374,400
	38	201,300	230,900	266,000	298,300	300,400	344,600	377,100
	39	202,300	232,900	267,900	300,600	302,800	347,100	379,700
40	203,900	234,600	269,900	302,800	305,100	349,600	382,500	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	204,900	236,400	271,900	305,100	307,200	352,200	385,300
	42	206,400	238,300	273,900	306,900	309,600	354,900	388,100
	43	207,800	240,200	276,000	309,100	311,900	357,400	391,000
	44	209,300	242,000	277,900	311,300	314,100	359,700	393,700
	45	211,000	243,800	279,700	313,700	316,100	362,400	396,500
	46	212,600	245,700	281,600	315,900	318,600	365,100	399,600
	47	214,100	247,400	283,500	318,100	321,000	367,700	402,400
	48	216,000	249,400	285,200	320,200	323,400	370,300	405,100
	49	217,800	251,000	286,900	322,400	326,000	372,700	407,700
	50	219,400	253,000	288,900	324,600	328,000	375,100	410,300
	51	221,100	254,700	290,600	326,700	330,400	377,500	413,100
	52	222,900	256,300	292,400	328,800	332,600	379,900	415,600
	53	224,700	258,200	294,300	330,900	334,600	382,100	418,200
	54	226,400	260,100	296,100	332,900	336,700	384,500	420,400
	55	228,100	261,900	297,900	335,000	339,000	386,800	422,200
	56	229,600	263,600	299,700	337,000	341,100	389,100	424,200
	57	231,200	265,400	301,400	339,000	343,200	391,300	426,100
	58	232,800	267,100	303,100	340,900	345,500	393,500	427,700
	59	234,300	269,000	304,800	342,800	347,600	395,700	429,400
	60	235,900	270,800	306,600	344,700	349,900	397,900	431,100
	61	237,400	272,500	308,400	346,600	351,900	400,000	432,700
	62	239,000	274,100	310,300	348,400	353,900	401,900	434,200
	63	240,500	275,900	311,800	350,400	356,000	403,800	435,600
	64	241,900	277,600	313,600	352,200	358,200	405,500	436,800
	65	243,600	279,400	315,100	354,000	360,300	407,300	438,200
	66	245,000	281,100	316,700	355,700	362,400	408,900	439,300
	67	246,500	282,800	318,300	357,300	364,500	410,300	440,500
	68	248,100	284,500	320,000	358,800	366,500	411,700	441,600
	69	249,700	286,200	321,400	360,500	368,400	413,200	442,500
	70	251,200	287,800	322,700	362,000	370,300	414,400	443,300
	71	252,700	289,500	324,200	363,500	372,300	415,700	444,100
	72	254,200	291,300	325,800	364,900	374,200	416,800	444,900
	73	255,700	293,000	327,300	366,200	376,100	417,900	445,400
	74	257,300	294,500	328,800	367,300	377,800	418,600	446,000
	75	259,000	296,100	330,300	368,400	379,200	419,500	446,600
	76	260,500	297,800	331,900	369,400	380,600	420,400	447,200
	77	261,800	299,400	333,200	370,400	382,000	421,200	447,600
	78	263,400	300,600	334,500	371,400	383,400	422,000	448,100
	79	264,900	301,800	335,800	372,200	384,700	422,900	448,500
	80	266,400	303,000	337,200	373,100	385,900	423,600	448,900

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用 職 員 以 外 の 職 員		円	円	円	円	円	円	円
	81	267,800	304,300	338,300	374,000	387,200	424,400	449,200
	82	269,200	305,600	339,300	374,900	388,500	424,900	449,600
	83	270,600	306,900	340,400	375,800	389,800	425,500	450,000
	84	272,000	308,000	341,300	376,700	391,100	426,100	450,500
	85	273,400	309,400	342,100	377,500	392,400	426,700	451,000
	86	274,800	310,500	343,000	378,300	393,500	427,200	451,500
	87	276,100	311,500	344,000	379,000	394,500	427,600	452,100
	88	277,400	312,600	345,000	379,700	395,500	427,800	452,700
	89	278,700	313,600	345,900	380,400	396,400	428,200	453,100
	90	279,800	314,400	346,800	381,000	397,400	428,700	453,600
	91	281,000	315,300	347,600	381,700	398,400	429,200	454,200
	92	282,200	316,200	348,300	382,400	399,200	429,800	454,800
	93	283,400	317,000	348,900	383,100	400,000	430,400	455,400
	94	284,500	317,900	349,600	383,800	400,700	430,900	455,800
	95	285,500	318,800	350,300	384,500	401,400	431,400	456,300
	96	286,400	319,600	350,800	385,100	402,100	431,900	456,900
	97	287,500	320,300	351,300	385,800	402,800	432,500	457,400
	98	288,400	320,900	351,900	386,500	403,400	433,100	
	99	289,300	321,400	352,500	387,200	404,100	433,700	
100	290,200	321,800	352,900	387,700	404,700	434,300		
101	291,000	322,200	353,200	388,200	405,200	434,700		
102	291,800	322,700	353,800	388,800	405,800	435,100		
103	292,600	323,300	354,300	389,400	406,400	435,700		
104	293,300	323,800	354,700	390,000	407,100	436,300		
105	293,900	324,200	355,100	390,600	407,600	436,700		
106	294,400	324,700	355,400	391,200	408,200	437,100		
107	295,000	325,200	355,800	391,800	408,800	437,600		
108	295,700	325,700	356,200	392,200	409,400	438,100		
109	296,400	326,300	356,700	392,700	409,900	438,500		
110	297,000	326,800	357,200	393,200	410,600	439,000		
111	297,500	327,100	357,500	393,800	411,200	439,400		
112	298,100	327,500	358,000	394,300	411,700	439,900		
113	298,800	327,800	358,300	394,700	412,200	440,300		
114	299,100	328,200	358,800	395,300	412,700			
115	299,400	328,600	359,300	395,800	413,300			
116	299,900	329,000	359,600	396,400	413,900			
117	300,500	329,300	359,900	396,900	414,400			
118	300,900	329,600		397,500	415,000			
119	301,300	330,000		398,100	415,400			
120	301,700	330,400		398,600	416,000			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	121	302,100	330,800		399,100	416,500		
	122				399,600	416,900		
	123				400,100	417,500		
	124				400,700	418,100		
	125				401,100	418,700		
	126				401,700	419,200		
	127				402,300	419,700		
	128				402,800	420,200		
	129				403,200	420,600		
	130				403,800	421,100		
	131				404,400	421,700		
	132				404,900	422,200		
	133				405,300	422,700		
	134				405,800			
	135				406,300			
	136				406,900			
137				407,300				
再任用 職員		181,100	208,200	236,200	270,900	288,500	308,700	341,800

備考 この表は、保健師の業務、看護師の業務及び準看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第6（第7条） 全部改正〔平成18年規程2号〕

区 分	標 準 的 な 職 務
給料表(1)	1級 2級から8級までの職務の級に属さない職員の職務
	2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
	8級 1. 局長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
給料表(2)	1級 2級から4級までの職務の級に属さない職員の職務
	2級 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
給料表(3)	1級 1. 係長又は主査の職務 2. 医療業務を行う職務
	2級 1. 課長の職務 2. 相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
	3級 1. 所長の職務 2. 高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
給料表(4)	1級 1. 放射線業務を行う診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 2. 臨床検査業務を行う臨床検査技師又は衛生検査業務を行う衛生検査技師の職務 3. 栄養管理業務を行う栄養士の職務 4. 理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務 5. 言語訓練業務を行う言語聴覚士の職務
	2級 1. 相当高度の技術又は経験を必要とする放射線業務を行う診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 2. 相当高度の技術又は経験を必要とする臨床検査業務を行う臨床検査技師又は衛生検査業務を行う衛生検査技師の職務 3. 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 4. 困難な理学療法業務を行う理学療法士又は困難な作業療法業務を行う作業療法士の職務 5. 困難な言語訓練業務を行う言語聴覚士の職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
給料表(5)	1級 1. 保健師の職務 2. 看護師の職務 3. 准看護師の職務
	2級 相当高度の知識又は経験に基づき、保健指導又は看護等の業務を行う職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う保健師又は看護師の職務 3. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職にある准看護師の職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務 3. 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務

別表第7（第7条） 初任給基準表 全部改正〔平成18年規程2号〕

給料表	職 種	選考区分	学歴・免許	級・号給	調整号数
(1)	事務及び技術職	I類		1級29号	+1
		II類		1級17号	-3
		III類		1級5号	-5
(2)	作業員			1級5号	-1
	介護技術員		介護指導	1級5号	+2
	自動車運転		自動車運転免許	1級5号	+2
(3)	医師(インターン修了)		医大卒	1級17号	-2
	医師		医大卒	1級9号	+2
(4)	診療放射線技師	II類	短大3卒	1級21号	+4
	臨床検査技師	II類	短大3卒	1級29号	+4
	栄養士	I類		1級29号	+1
		II類	短大2卒	1級17号	+3
理学療法士 作業療法士	II類	短大3卒	1級21号	+4	
(5)	保健師	I類		1級25号	+2
	看護師	II類	短大3卒	1級21号	+1
	看護師	II類	短大2卒	1級17号	+1
	准看護師		養成所卒	1級1号	+3

(備考)

- 1 選考区分は、I類、II類及びIII類とし、それぞれに対応する能力実証の程度は、次のとおりとする。

選考区分	能力実証の程度
I類	大学卒業程度
II類	短大卒業程度
III類	高校卒業程度

(備考)

1. 調整号数欄に掲げる「+」は加算する号数を「-」は減じる号数を示す。
2. 採用された者が、その職務について有用な学歴免許、経験等を有する場合には、その者の号給を別表第8に定める経験年数等の換算基準により換算された年数1年につき、この表に定める号給の1号給上位の号給とすることができる。
3. 採用された者が給料表(2)の適用を受ける者である場合で、別表第9に定めるその者の年齢に応じ同表に定める号給が、この表に定める号給(前項の規定により経験年数等を加算して決定する号給を含む。)より上位のときは、同表に定める号給によることができる。

別表第8 (第7条) 経験年数換算基準表 一部改正〔平成5年規程3号・14年4号〕

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	(割) 10	
	その他のもの	8	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

〔備考〕

1. 免許の取得を採用条件とし、免許を必要とする職務に従事する職員については、免許を取得した日以後に該当免許を必要とする職務に従事した期間を10割に換算することができる。
2. 管理栄養士については、栄養士の期間は10割に換算することができる。
3. 保健師については、看護師の期間(准看護師の業務に従事した期間を含む。以下同じ。)及び助産師の期間を10割に換算することができる。ただし、10割に換算することができる看護師の期間は5年を限度とし、5年を超える看護師の期間は8割に換算することができる。
4. 看護師については、派出看護師の期間は5割に、准看護師の期間は10割に換算することができる。
5. 学校等の在学期間で正規の修学年数を超える期間等については、別に定めるところにより再換算を行う。

別表第9 (第7条) 年齢給基準 全部改正 [平成18年規程2号]

職種	採用時満年齢											
	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介護指導 自動車運転	1級号給	5	9	9	13	13	17	17	21	21	25	25
	(調整号数)	(+2)		(+2)		(+2)		(+2)		(+2)		(+2)
作業員	1級号給	5	5	9	9	13	13	17	17	21	21	25
	(調整号数)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)

29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
29	29	33	33	37	37	37	37	37	37	37
	(+2)		(+2)		(+2)	(+2)	(+2)	(+2)	(+2)	(+2)
25	29	29	33	33	37	37	37	37	37	37
(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)

別表第10（第7条）昇格、降格及び給料表を異にする異動に関する基準 全部改正

1. 職員を上位の級に昇格させる場合は、次に掲げる表の基準による。

区 分		標 準 的 な 職 務
給料表(1)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 1. 短大卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 2. 高校卒の者にあつては、1級職に5年以上在職した者
	3級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	4級	係長、主査又はこれに相当する職に任用された者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者
	8級	局長又はこれに相当する職に任用された者
	9級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(2)	2級	1. 自動車運転に従事する職員で、1級職に16年以上在職した者 2. 1以外の職員で1級職に16年以上在職した者
	3級	1. 自動車運転に従事する職員で、2級職に4年以上在職した者 2. 1以外の職員で2級職に4年以上在職した者
	4級	1. 自動車運転に従事する職員で、3級職に3年以上在職した者 2. 1以外の職員で3級職に3年以上在職した者
給料表(3)	2級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	3級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(4)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 2. 短大3卒の者にあつては、1級職に2年以上在職した者 3. 短大2卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 4. 高専攻科卒の者にあつては、1級職に4年以上在職した者 5. 高校卒の者にあつては、1級職に5年以上在職した者
	3級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	4級	係長、主査又はこれに相当する職に任用された者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(5)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 2. 短大3卒の者にあつては、1級職に2年以上在職した者 3. 短大2卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 4. 准看護師で1級職に13年以上在職した者
	3級	1. 主任又はこれに相当する職に任用された者 2. 准看護師で2級職に8年以上在職した者
	4級	1. 係長、主査又はこれに相当する職に任用された者 2. 准看護師で3級職に2年以上在職した者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者

全部改正 [平成18年規程2号]

2. 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する次に掲げる昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- (1) 昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- (2) 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める。
- (3) 平成18年3月31日以前に降格した者を、同年4月1日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、その者が同年3月31日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位額の号給）とする。

昇格時対応号給表

給料表（1）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給							
1	1	1	1	5	1	1	1
2	1	1	1	6	1	1	1
3	1	1	1	7	1	1	1
4	1	1	1	8	1	1	1
5	1	1	1	9	1	1	1
6	1	1	1	10	1	1	1
7	1	1	1	11	1	1	1
8	1	1	1	12	1	1	1
9	1	1	1	13	1	1	1
10	1	1	2	14	1	2	1
11	1	1	3	15	1	3	1
12	1	1	4	16	1	4	1
13	1	1	5	17	1	5	1
14	1	2	6	18	2	6	1
15	1	3	7	19	3	7	1
16	1	4	8	20	4	8	1
17	1	5	9	21	5	9	1
18	1	6	10	22	6	10	2
19	1	7	11	23	7	11	3
20	1	8	12	24	8	12	4

21	1	9	13	25	9	13	5
22	2	10	14	26	10	14	6
23	3	11	15	27	11	15	7
24	4	12	16	28	12	16	8
25	5	13	17	29	13	17	9
26	6	14	18	30	14	18	10
27	7	15	19	31	15	19	11
28	8	16	20	32	16	20	12
29	9	17	21	33	17	21	13
30	10	18	22	34	18	22	14
31	11	19	23	35	19	23	15
32	12	20	24	36	20	24	16
33	13	21	25	37	21	25	17
34	14	22	26	38	22	26	18
35	15	23	27	39	23	27	19
36	16	24	28	40	24	28	20
37	17	25	29	41	25	29	21
38	18	26	30	42	26	30	22
39	19	27	31	43	27	31	23
40	20	28	32	44	28	32	24
41	21	29	33	45	29	33	25
42	22	30	34	46	30	34	26
43	23	31	35	47	31	35	27
44	24	32	36	48	32	36	28
45	25	33	37	49	33	37	29
46	26	34	38	50	34	38	30
47	27	35	39	51	35	39	31
48	28	36	40	52	36	40	32
49	29	37	41	53	37	41	33
50	30	38	42	54	38	42	34
51	31	39	43	55	39	43	35
52	32	40	44	56	40	44	36
53	33	41	45	57	41	45	37
54	34	42	46	58	42	46	38
55	35	43	47	59	43	47	39

56	36	44	48	60	44	48	40
57	37	45	49	61	45	49	41
58	38	46	50	62	46	50	42
59	39	47	51	63	47	51	43
60	40	48	52	64	48	52	44
61	41	49	53	65	49	53	45
62	42	50	54	66	50	54	46
63	43	51	55	67	51	55	47
64	44	52	56	68	52	56	48
65	45	53	57	69	53	57	49
66	46	54	58	70	54	58	49
67	47	55	59	71	55	59	50
68	48	56	60	72	56	60	50
69	49	57	61	73	57	61	51
70	50	58	62	74	58	62	51
71	51	59	63	75	59	63	52
72	52	60	64	76	60	64	52
73	53	61	65	77	61	65	53
74	54	62	65	78	62	66	53
75	55	63	66	79	63	67	53
76	56	64	66	80	64	68	54
77	57	65	67	81	65	69	54
78	58	66	67	82	66	69	54
79	59	67	68	83	67	70	55
80	60	68	68	84	68	70	55
81	61	69	69	85	69	71	55
82	62	70	70	85	69	71	56
83	63	71	71	86	70	72	56
84	64	72	72	86	70	72	56
85	65	73	73	87	71	73	57
86	66	74	73	87	71	73	57
87	67	75	74	88	72	73	57
88	68	76	74	88	72	74	58
89	69	77	75	89	73	74	58
90	70	77	75	89	74	74	58

91	71	78	76	90	75	75	59
92	72	78	76	90	76	75	59
93	73	79	77	91	77	75	59
94	73	79	77	91	77	76	60
95	74	80	77	92	78	76	60
96	74	80	78	92	78	76	60
97	75	81	78	93	79	77	61
98	75	81	78	93	79	77	
99	76	82	79	94	80	78	
100	76	82	79	94	80	78	
101	77	83	79	95	81	79	
102	77	83	80	95	81	79	
103	78	84	80	96	81	80	
104	78	84	80	96	82	80	
105	79	85	81	97	82	81	
106	79	85	81	97	82	81	
107	80	85	82	98	83	81	
108	80	86	82	98	83	82	
109	81	86	83	99	83	82	
110	81	86	83	99	84	83	
111	82	87	84	100	84	83	
112	82	87	84	100	84	84	
113	83	87	85	101	85	85	
114	83	88	85	101	85	85	
115	84	88	85	102	86	86	
116	84	88	85	102	86	86	
117	85	89	86	103	87	87	
118	85	89	86	104	87	87	
119	86	89	86	105	88	88	
120	86	90	86	105	88	88	
121	87	90	87	106	89	89	
122		90	87	106	89		
123		91	87	107	90		
124		91	87	108	90		
125		91	88	109	91		

126		92	88	110	92		
127		92	88	111	93		
128		92	88	112	93		
129		93	89	113	94		
130				114	94		
131				115	95		
132				116	96		
133				117	97		
134				117	97		
135				118	98		
136				118	98		
137				119	99		
138				119	100		
139				120	101		
140				120	101		
141				121	102		
142					103		
143					104		
144					105		
145					106		
146					107		
147					108		
148					109		
149					110		

給料表（2）

昇格した前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	1	10
7	1	1	11
8	1	1	12
9	1	1	13
10	1	2	14
11	1	3	15
12	1	4	16
13	1	5	17
14	1	6	18
15	1	7	19
16	1	8	20
17	1	9	21
18	1	10	22
19	1	11	23
20	1	12	24
21	1	13	25
22	1	14	26
23	1	15	27
24	1	16	28
25	1	17	29
26	1	18	30
27	1	19	31
28	1	20	32
29	1	21	33
30	1	22	34

31	1	23	35
32	1	24	36
33	1	25	37
34	1	26	38
35	1	27	39
36	1	28	40
37	1	29	41
38	1	30	42
39	1	31	43
40	1	32	44
41	1	33	45
42	1	34	46
43	1	35	47
44	1	36	48
45	1	37	49
46	2	38	50
47	3	39	51
48	4	40	52
49	5	41	53
50	6	42	54
51	7	43	55
52	8	44	56
53	9	45	57
54	10	46	58
55	11	47	59
56	12	48	60
57	13	49	61
58	14	50	61
59	15	51	62
60	16	52	62
61	17	53	63
62	18	53	63
63	19	54	64
64	20	54	64
65	21	55	65

66	22	55	65
67	23	56	66
68	24	56	66
69	25	57	67
70	26	57	67
71	27	58	68
72	28	58	68
73	29	59	69
74	30	59	69
75	31	60	70
76	32	60	70
77	33	61	71
78	34	61	71
79	35	61	72
80	36	62	72
81	37	62	73
82	38	62	73
83	39	63	74
84	40	63	74
85	41	63	75
86	42	64	75
87	43	64	76
88	44	64	76
89	45	65	77
90	46	65	77
91	47	65	77
92	48	66	78
93	49	66	78
94	50	66	78
95	51	67	79
96	52	67	79
97	53	67	79
98	54	68	80
99	55	68	81
100	56	68	81

101	57	69	82
102	57	69	82
103	58	69	83
104	58	70	83
105	59	70	84
106	59	70	85
107	60	71	86
108	60	71	86
109	61	71	87
110	61	72	88
111	62	72	88
112	62	72	89
113	63	73	89
114	63	73	89
115	64	73	90
116	64	74	90
117	65	74	91
118	65	74	91
119	66	75	92
120	66	75	92
121	67	75	93
122	67	76	94
123	68	76	95
124	68	76	96
125	69	77	97
126	69	77	97
127	69	77	98
128	70	77	98
129	70	78	99
130	70	78	99
131	71	78	100
132	71	78	100
133	71	79	101
134	72	79	102
135	72	79	103

136	72	79	104
137	73	80	105
138	73	80	106
139	73	80	107
140	74	80	108
141	74	81	109
142	74	81	109
143	75	81	110
144	75	81	110
145	75	82	111
146	76	82	
147	76	82	
148	76	82	
149	77	83	
150	77		
151	77		
152	78		
153	78		

給料表（3）

昇格した前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	
1	1	1	
2	1	1	
3	1	1	
4	1	1	
5	1	1	
6	1	1	
7	1	1	
8	1	1	
9	1	1	
10	1	1	
11	1	1	
12	1	1	
13	1	1	
14	1	1	
15	1	1	
16	1	1	
17	1	1	
18	1	1	
19	1	1	
20	1	1	
21	1	1	
22	1	2	
23	1	3	
24	1	4	
25	1	5	
26	1	6	
27	1	7	
28	1	8	
29	1	9	
30	2	10	

31	3	11	
32	4	12	
33	5	13	
34	6	14	
35	7	15	
36	8	16	
37	9	17	
38	10	18	
39	11	19	
40	12	20	
41	13	21	
42	14	22	
43	15	23	
44	16	24	
45	17	25	
46	18	26	
47	19	27	
48	20	28	
49	21	29	
50	22	30	
51	23	31	
52	24	32	
53	25	33	
54	26	33	
55	27	34	
56	28	34	
57	29	35	
58	30	35	
59	31	36	
60	32	36	
61	33	37	
62	33	37	
63	34	38	
64	34	38	
65	35	39	

66	35	39	
67	36	40	
68	36	40	
69	37	41	
70	37	41	
71	37	41	
72	38	41	
73	38	42	
74	38	42	
75	39	42	
76	39	42	
77	39	43	
78	40	43	
79	40	43	
80	40	43	
81	41	44	
82	41	44	
83	41	44	
84	41	44	
85	41	45	
86	42	45	
87	42	45	
88	42	45	
89	42	46	
90	42	46	
91	43	46	
92	43	46	
93	43	47	
94	43	47	
95	43	47	
96	44	47	
97	44	48	
98	44	48	
99	44	48	
100	44	48	

101	45	49	
102	45	49	
103	45	50	
104	46	50	
105	46	51	
106	46		
107	47		
108	47		
109	47		

給料表（４）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給						
1	1	1	1	5	1	1
2	1	1	1	6	1	1
3	1	1	1	7	1	1
4	1	1	1	8	1	1
5	1	1	1	9	1	1
6	1	1	1	10	1	1
7	1	1	1	11	1	1
8	1	1	1	12	1	1
9	1	1	1	13	1	1
10	1	1	2	14	1	2
11	1	1	3	15	1	3
12	1	1	4	16	1	4
13	1	1	5	17	1	5
14	1	2	6	18	2	6
15	1	3	7	19	3	7
16	1	4	8	20	4	8
17	1	5	9	21	5	9
18	1	6	10	22	6	10
19	1	7	11	23	7	11
20	1	8	12	24	8	12

21	1	9	13	25	9	13
22	2	10	14	26	10	14
23	3	11	15	27	11	15
24	4	12	16	28	12	16
25	5	13	17	29	13	17
26	6	14	18	30	14	18
27	7	15	19	31	15	19
28	8	16	20	32	16	20
29	9	17	21	33	17	21
30	10	18	22	34	18	22
31	11	19	23	35	19	23
32	12	20	24	36	20	24
33	13	21	25	37	21	25
34	14	22	26	38	22	26
35	15	23	27	39	23	27
36	16	24	28	40	24	28
37	17	25	29	41	25	29
38	18	26	30	42	26	30
39	19	27	31	43	27	31
40	20	28	32	44	28	32
41	21	29	33	45	29	33
42	22	30	34	46	30	34
43	23	31	35	47	31	35
44	24	32	36	48	32	36
45	25	33	37	49	33	37
46	26	34	38	50	34	38
47	27	35	39	51	35	39
48	28	36	40	52	36	40
49	29	37	41	53	37	41
50	30	38	42	54	38	42
51	31	39	43	55	39	43
52	32	40	44	56	40	44
53	33	41	45	57	41	45
54	34	42	46	58	42	46
55	35	43	47	59	43	47

56	36	44	48	60	44	48
57	37	45	49	61	45	49
58	38	46	50	62	46	50
59	39	47	51	63	47	51
60	40	48	52	64	48	52
61	41	49	53	65	49	53
62	42	50	54	66	50	54
63	43	51	55	67	51	55
64	44	52	56	68	52	56
65	45	53	57	69	53	57
66	46	54	58	70	54	58
67	47	55	59	71	55	59
68	48	56	60	72	56	60
69	49	57	61	73	57	61
70	50	58	62	74	58	62
71	51	59	63	75	59	63
72	52	60	64	76	60	64
73	53	61	65	77	61	65
74	54	62	65	78	62	66
75	55	63	66	79	63	67
76	56	64	66	80	64	68
77	57	65	67	81	65	69
78	58	66	67	82	66	69
79	59	67	68	83	67	70
80	60	68	68	84	68	70
81	61	69	69	85	69	71
82	62	70	70	85	69	71
83	63	71	71	86	70	72
84	64	72	72	86	70	72
85	65	73	73	87	71	73
86	66	74	73	87	71	73
87	67	75	74	88	72	74
88	68	76	74	88	72	74
89	69	77	75	89	73	75
90	70	77	75	89	74	75

91	71	78	76	90	75	76
92	72	78	76	90	76	76
93	73	79	77	91	77	77
94	73	79	77	91	77	77
95	74	80	77	92	77	77
96	74	80	78	92	78	78
97	75	81	78	93	78	78
98	75	81	78	93	78	78
99	76	82	79	94	79	79
100	76	82	79	94	79	79
101	77	83	79	95	79	79
102	77	83	80	95	80	80
103	78	84	80	96	80	80
104	78	84	80	96	80	80
105	79	85	81	97	81	81
106	79	85	81	97	81	81
107	80	85	82	98	82	81
108	80	86	82	98	82	82
109	81	86	83	99	83	82
110	81	86	83	99	83	83
111	82	87	84	100	84	83
112	82	87	84	100	84	84
113	83	87	85	101	85	85
114	83	88	85	101	85	
115	84	88	85	102	86	
116	84	88	86	102	86	
117	85	89	86	103	87	
118	85	89		104	87	
119	86	89		105	88	
120	86	90		106	88	
121	87	90		107	89	
122		90		108	89	
123		91		109	90	
124		91		109	90	
125		91		110	91	

126				110	92	
127				111	93	
128				112	93	
129				113	94	
130				114	94	
131				115	95	
132				116	96	
133				117	97	
134				118		
135				119		
136				120		
137				121		

給料表（5）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給						
1	1	1	1	5	1	1
2	1	1	1	6	1	1
3	1	1	1	7	1	1
4	1	1	1	8	1	1
5	1	1	1	9	1	1
6	1	1	1	10	1	1
7	1	1	1	11	1	1
8	1	1	1	12	1	1
9	1	1	1	13	1	1
10	1	1	2	14	1	2
11	1	1	3	15	1	3
12	1	1	4	16	1	4
13	1	1	5	17	1	5
14	1	2	6	18	2	6
15	1	3	7	19	3	7
16	1	4	8	20	4	8
17	1	5	9	21	5	9
18	2	6	10	22	6	10
19	3	7	11	23	7	11
20	4	8	12	24	8	12

21	5	9	13	25	9	13
22	6	10	14	26	10	14
23	7	11	15	27	11	15
24	8	12	16	28	12	16
25	9	13	17	29	13	17
26	10	14	18	30	14	18
27	11	15	19	31	15	19
28	12	16	20	32	16	20
29	13	17	21	33	17	21
30	14	18	22	34	18	22
31	15	19	23	35	19	23
32	16	20	24	36	20	24
33	17	21	25	37	21	25
34	18	22	26	38	22	26
35	19	23	27	39	23	27
36	20	24	28	40	24	28
37	21	25	29	41	25	29
38	22	26	30	42	26	30
39	23	27	31	43	27	31
40	24	28	32	44	28	32
41	25	29	33	45	29	33
42	26	30	34	46	30	34
43	27	31	35	47	31	35
44	28	32	36	48	32	36
45	29	33	37	49	33	37
46	30	34	38	50	34	38
47	31	35	39	51	35	39
48	32	36	40	52	36	40
49	33	37	41	53	37	41
50	34	38	42	54	38	42
51	35	39	43	55	39	43
52	36	40	44	56	40	44
53	37	41	45	57	41	45
54	38	42	46	58	42	46
55	39	43	47	59	43	47

56	40	44	48	60	44	48
57	41	45	49	61	45	49
58	42	46	50	62	46	50
59	43	47	51	63	47	51
60	44	48	52	64	48	52
61	45	49	53	65	49	53
62	46	50	54	66	50	54
63	47	51	55	67	51	55
64	48	52	56	68	52	56
65	49	53	57	69	53	57
66	50	54	58	70	54	58
67	51	55	59	71	55	59
68	52	56	60	72	56	60
69	53	57	61	73	57	61
70	54	58	62	74	58	62
71	55	59	63	75	59	63
72	56	60	64	76	60	64
73	57	61	65	77	61	65
74	58	62	65	78	62	66
75	59	63	66	79	63	67
76	60	64	66	80	64	68
77	61	65	67	81	65	69
78	62	66	67	82	66	69
79	63	67	68	83	67	70
80	64	68	68	84	68	70
81	65	69	69	85	69	71
82	66	70	70	85	69	71
83	67	71	71	86	70	72
84	68	72	72	86	70	72
85	69	73	73	87	71	73
86	70	74	73	87	71	73
87	71	75	74	88	72	74
88	72	76	74	88	72	74
89	73	77	75	89	73	75
90	73	77	75	89	74	75

91	74	78	76	90	75	76
92	74	78	76	90	76	76
93	75	79	77	91	77	77
94	75	79	77	91	77	77
95	76	80	77	92	78	77
96	76	80	78	92	78	78
97	77	81	78	93	79	78
98	77	81	78	93	79	78
99	78	82	79	94	80	79
100	78	82	79	94	80	79
101	79	83	79	95	81	79
102	79	83	80	95	81	80
103	80	84	80	96	81	80
104	80	84	80	96	82	80
105	81	85	81	97	82	81
106	81	85	81	97	82	81
107	82	85	82	98	83	81
108	82	86	82	98	83	82
109	83	86	83	99	83	82
110	83	86	83	99	84	83
111	84	87	84	100	84	83
112	84	87	84	100	84	84
113	85	87	85	101	85	85
114	85	88	85	101	85	
115	85	88	85	102	86	
116	86	88	86	102	86	
117	86	89	86	103	87	
118	86	89		104	87	
119	87	90		105	88	
120	87	90		105	88	
121	87	91		106	89	
122				106	89	
123				107	90	
124				108	90	
125				109	91	

126				110	92	
127				111	93	
128				112	93	
129				113	94	
130				114	94	
131				115	95	
132				116	96	
133				117	97	
134				118		
135				119		
136				120		
137				121		

全部改正〔平成18年規程2号〕

3. 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。
- (1) 降格した前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
 - (2) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（昇給後の号給欄の最低の号給より低い場合を除く。）降格した職務の級の最高の号給
 - (3) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（前号に該当する場合を除く。）降格した職務の級の最低の号給
 - (4) (1)の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が二以上あるときは、最も上位の号給とする。
 - (5) 職員を降格させた場合において、当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけるこの規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
4. 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合の職務の級は、その転職後の職務に応じたものとする。また異動後の号給は、その者の転職の日の前日の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする

別表 1 1 (第15条)

初任給調整手当基準表 (1)

支給期間	月 額	支給期間	月 額
医大卒		医大卒	
1～20年未満	175,100	31年未満	96,100
21	167,500	32	89,900
22	159,900	33	83,600
23	152,400	34	78,800
24	144,900	35	74,200
25	137,100	36	69,600
26	130,200	37	65,100
27	123,100	38	60,700
28	116,300	39	56,700
29	109,300	40	52,000
30	102,400		

(備考) 支給対象は、給料表(3)の適用職員とする。

全部改正〔平成18年規程2号〕

別表12（第25条）欠勤者又は休職者等の給与支給基準

一部改正〔平成10年規程4号・21年9号〕

原 因		給 与 支 給 基 準
欠 勤	1 業務上の負傷、疾病による欠勤	過去3月の平均給与日額 ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける場合にあつては、平均給与日額から休業補償等の給付金を差し引いた額
	2 結核性疾患による欠勤	欠勤した日から1年間は給与の全額
休 暇	1 就業規程第41条	病気休暇を認められた日から引き続く90日間は給与の全額、90日間を超えるときは給与を支給しない。
	2 就業規程第42条	介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務をしなかった日又は時間について、給与を減額する。
休 職	1 就業規程第19条第1項第1号	休職期間の範囲内で、勤続年数に応じて別に定める普通休養期間は給与の全額、特別休養期間は給与の半額
	2 同第2号	休養期間が満1年に達するまでは、給与の100分の80の額、1年を超えるときは、給与を支給しない。
	3 同第3号	給与の100分の60の額以内で理事長の定める額
	4 同第4号から第7号まで	理事長の定める額

(注) 給与支給基準欄中、給与とは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。

別表13（第18条関係） 追加〔平成元年規程6号〕一部改正〔平成3年規程2号・4年8号・6年3号・15年2号〕

自転車 等の片道の 使用距離の区分	職員の区分 1 2以外の職員	2 身体に障害を有する 職員で理事長が定める ところにより通勤が困 難であると認められる もの
5キロメートル未満	2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	5,300
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	8,100
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	10,900
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000	13,700
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000	16,500
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000	19,300
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000	22,100
40キロメートル以上	13,000	24,900